

平成14年 7月 1日

姫路市低公害車普及促進対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者（以下「補助対象事業者」という。）による低公害車の導入事業又は電気自動車用充電設備の設置事業（以下これらを「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、低公害車の普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気の汚染を防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業に限る。）を営する者をいう。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営する者をいう。
- (3) 一般貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営する者をいう。
- (4) 第二種貨物利用運送事業者 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営する者をいう。
- (5) 自動車リース事業者 事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (6) 低公害車 天然ガスバス、優良ハイブリッドバス、燃料電池バス、燃料電池タクシー、電気タクシー、LPGハイブリッドタクシー、天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックをいう。

- (7) 天然ガスバス 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（以下「天然ガス自動車」という。）であつて、道路運送法第2条第3号に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (8) 優良ハイブリッドバス 内燃機関を有する自動車であつて併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるもの（外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。）であり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のもの（内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号）で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ、道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以後に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下「平成28年排出ガス基準」という。）に適合するもの（以下「低排出ガス優良車」という。）に限る。）をいう。
- (9) 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員が11人以上のものをいう。
- (10) 燃料電池タクシー 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
- (11) 電気タクシー 電気のみを動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充

電する機能を備えている自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

(12) LPGハイブリッドタクシー 液化石油ガス（LPG）を燃料とする内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

(13) 天然ガストラック 天然ガス自動車であって、道路運送法第2条第4号に規定する貨物自動車運送事業（以下「貨物自動車運送事業」という。）の用に供する自動車をいう。

(14) 優良ハイブリッドトラック ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成27年10月1日経済産業省・国土交通省告示第1号）で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ低排出ガス優良車に限る。）をいう。

(15) 電気自動車用充電設備 一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）のうち、電気自動車に充電するための設備（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限る。）であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のものをいう。

(16) 運送事業者 第1号から第4号までに掲げる者をいう。

(17) 補助対象事業の完了 補助対象事業に係る車両の登録又は電気自動車用充電設備の設置を終えたことをいう。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、本市の区域内に使用の本拠を置く運送事業者が低公害車を導入し、又は電気自動車用充電設備を設置する事業及び当該運送事業者にリースするための低公害車を導入する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、LPGハイブリッドタクシーを導入する事業にあ

っては、この限りでない。

- (1) 国の自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（令和4年3月31日国自技環第194号 国自旅第559号 国自貨第127号）第2条第1号に規定する事業Ⅰ、同条第2号に規定する事業Ⅱ又は同条第3号に規定する事業Ⅲの対象となるもの
- (2) 国の水素を活用した社会基盤構築事業実施要領（平成30年3月30日環地温発第18033014号）第3の（1）に規定する事業のうち、別表第1第1欄の水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業のうち第2欄の燃料電池バスを導入する事業の対象となるもの

2 市長は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、第10条に規定する補助対象事業実績報告書を当該会計年度の3月31日までに市長に提出できない場合又は補助対象事業者が次の各号に掲げる個人又は団体に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員に該当するものがあるもの

3 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費、補助率、補助金の額及び補助金の額の確定は、別表に定めるところによるものとする。

（交付申請）

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める期間に補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

る。

2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、補助金交付申請取下届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助対象事業事故報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日若しくは当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 市長は、前条に規定する補助対象事業実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第8号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第12条 前条の通知書を受けた補助対象事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定に基づく請求がなされたときは、その内容を審査し、適正であることを確認のうえ、補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市長の行う調査及び指導に対して怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 当該年度内(出納整理期間を含む。)に当該補助対象事業に係る国の自動車環境総合改善対策費補助金の交付を受けなかった場合
- (5) その他この要綱に違反した場合

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(事業完了後の監査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し補助対象事業の実施の適否及びその成果に関し監査できるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得価額が50万円以上の取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、

交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する金額として次の算式により計算される金額を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

$$D = A \times (B - C) \div B$$

Dは、当該返還させるべき金額

Aは、交付した補助金額

Bは、財産処分制限期間の日数

Cは、低公害車を導入した日から処分した日までの日数

（帳簿の保存義務）

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（細目）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）によるほか、別に市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	低公害車の導入								電気自動車用 充電設備の設置
	天然ガスバス及び優良ハイブリッドバスの導入	天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックの導入	使用過程車の天然ガスバスへの改造	使用過程車の天然ガストラックへの改造	燃料電池バスの導入	燃料電池タクシーの導入	電気タクシーの導入	LPGハイブリッドタクシーの導入	
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	一般乗用旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者			

補助対象経費	車両本体価格（新車の改造により低公害車を導入する場合には、低公害車への改造に要する経費を含む。）	天然ガス自動車への改造に要する経費	車両本体価格			電気自動車用充電設備本体価格	
補助率	1 / 3		定額	1 / 4	1 / 5	1 / 4	
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、天然ガスバス、優良ハイブリッドバス、天然ガストラック及び優良ハイブリッドトラックの導入にあつては、当該補助対象経費と通常車両価格との差額（低公害車への改造費相当額）に1 / 3を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 3を乗じて得た額以内とする。		トヨタ自動車株式会社のSORAにあつては1,000万円とし、その他の車両にあつては別に定める額とする。	100万円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限を150万円とする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限を60万円とする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、上限を75万円とする。

補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）</p>			<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額</p> <p>(2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）</p>
----------	--	--	--	--

備考 補助金の額の決定に当たっては、国の「自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針（令和4年3月31日国自技環第194号 国自旅第559号 国自貨第127号）」に準じて行うものとする。